

財団法人 北陸体力科学研究所 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人 北陸体力科学研究所という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を石川県小松市に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、高齢化社会が進行する中で、広く住民の健康増進、体力の向上及び回復をはかるための科学的基礎研究を行なうとともに、これに係る栄養、運動、生活及び保養のプログラム作り並びにスポーツトレーニングの研究開発及び指導を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 健康増進及び体力向上に関する研究事業並びに研究施設の開設及び管理運営に関する事業
- (2) 栄養、運動、生活、保養の各プログラム作り及びスポーツトレーニングの研究と開発に関する事業
- (3) 体力の測定評価並びに当該結果に基づく情報の提供及び健康管理の実践指導に関する事業
- (4) 関係諸機関との交流による情報の収集及び交換並びに研究の委託に関する事業
- (5) 健康増進及び体力向上に関する知識の啓蒙普及並びに研究会及び講習会の開催
- (6) スポーツ診療所の開設と運営
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 6 条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の種別)

第 7 条 資産は基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ石川県教育委員会の承認を得て、これを処分し又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第 9 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債、その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(資産の支弁)

第 10 条 この法人の経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が編成し毎会計年度開始前に理事会の議決を経て、石川県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、その年度末の財産目録及び事業報告書とともに監事の監査を経て理事会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内に石川県教育委員会に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ石川県教育委員会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 14 条 この法人は、事業の遂行上必要のあるときは理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員、評議員等

(役員の種類別)

第 1 6 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 1 5 名以上 2 0 名以内 (内 理事長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 3 名)
- (2) 監 事 2 名以上 3 名以内

(役員を選任)

第 1 7 条 役員は、理事会で選任する。

2. 理事は、互選により理事長、専務理事及び常務理事を定める。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 役員を選任に当っては、役員のいずれか 1 名及びその親族、その他特殊の関係のある者の数が役員現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。

(役員の職務)

第 1 8 条 理事は、理事会を構成しこの法人の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、法人を代表しこの法人の業務を統括する。
3. 専務理事は、常時理事長と一体となってこれを補佐し、全般にわたる重要事項を協議する。
理事長に事故ある時又は欠けたときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、専務理事に事故がある時又は欠けたときはあらかじめ理事長の定めた順序によりその職務を代行する。
5. 監事は民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 5 9 条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第 1 9 条 役員は任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なわなければならない。

(役員解任)

第 2 0 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 2 1 条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第 2 2 条 この法人に評議員 2 0 名以上 2 5 名以内を置く。

2. 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が委嘱する。
3. 評議員は、役員を兼ねることができない。

4. 評議員には、第 1 9 条、第 2 0 条の規定を準用する、この場合において「役員」及び「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 2 3 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(顧問参与、専門委員)

第 2 4 条 この法人に顧問、参与及び専門委員を置くことができる。

2. 顧問、参与及び専門委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問、参与及び専門委員は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

(職員)

第 2 5 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、理事長の命を受け、この法人の業務に従事する。
4. 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の構成)

第 2 6 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 2 7 条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 収支予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担又は権利放棄に関する事項
- (2) 重要な規定の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(理事会の召集)

第 2 8 条 理事会は、毎年 2 回、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上、又は監事から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、速かに臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 2 9 条 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数)

第 3 0 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 3 1 条

- (1) 理事会の議決は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席した理事の過半数の同意を

もって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- (2) やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(監事の意見陳述)

第32条 監事は、理事会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(評議員会)

第33条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議委員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項
2. 第26条、第28条、第30条及び第31条の規定は評議員会についてこれを準用する。この場合において「理事会」及び「理事」とあるものは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
3. 評議員会の議長は、評議員会において選任する。

(議事録)

第34条 理事会又は評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事又は評議員の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

2. 議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事又は評議員の現在数
 - (3) 会議に出席した理事又は評議員（書面表決者及び表決委任者を含む）の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過

第6章 維持会員

(維持会員の種類)

第35条 この法人は、維持会員として次のものを組織する。

- (1) 個人会員 個人で、この法人の目的に賛同し、維持活動を行なうもの。
- (2) 賛助会員 法人で、この法人の目的に賛同し、維持活動を行なうもの。

(任 務)

第36条 維持会員は、この法人の第5条の事業運営を支援する。

(維持会員規定)

第37条 維持会員の入会、退会、除名、会費及びその他の重要事項に関し、必要な規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県教育委員会の承認を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第39条 この法人の解散は、民法題68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益、法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(細 則)

第41条 寄附行為の実施に関し、必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この法人の事務所は第2条の規定にかかわらず、当分の間、小松市八幡イ12-7に置くものとする。
2. この法人の設立当初の役員は第17条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおり、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず昭和59年3月31日までとする。
3. この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は第11条及び第33条第1項第1号の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和58年3月31日までとする。

平成 年 月 日 原本の写しに相違ありません。

石川県小松市八幡イ13-1
財団法人 北陸体力科学研究所
理事長 勝 木 道 夫